

## 特定事業所集中減算における通所介護サービス等の取扱いについて

特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護については、下記のAまたはBのいずれかの方法により判定を行ってください。

**A 通所介護及び地域密着型通所介護を、サービスごとに判定する。**

**B 通所介護と地域密着型通所介護の件数を合計して判定する。**

### Aの方法により判定する場合の取扱い

- ・通所介護、地域密着型通所介護のそれぞれのサービスごとに判定を行って下さい。
- ・紹介率最高法人の割合が80%を超え、県へ届出を提出する際は、判定結果を通所介護、地域密着型通所介護のそれぞれの欄に記入していただき、<通所介護>の欄にある「地域密着型通所介護の件数を『含まない』」の方に○を付けてください。

<通所介護>

※地域密着型通所介護の件数を 含む ・ **含まない**

判定に係る事項	判定期間における総計
通所介護が位置付けられた居宅サービス計画数・・・①	件
通所介護の紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・・・②	件
紹介率最高法人の名称	
紹介率最高法人の住所	
計画に位置づけられた紹介率最高法人が行う事業所名（複数）	
紹介率最高法人の代表者名	
紹介率最高法人の割合 ②/①（％） （自動計算/小数点第2以下切り捨て）	#DIV/0!

※特定事業所集中減算に係る判定様式（一部抜粋）

## ※注意※

平成28年度前期（平成28年3月1日～8月31日）判定分における判定期間及び事業所数のカウントについては、下記のとおり取扱うこととします。

### 1 判定期間について

以下の期間にて判定を行ってください。

- ・通所介護 …平成28年3月1日～平成28年8月31日（6カ月）
- ・地域密着型通所介護 …**平成28年4月1日**～平成28年8月31日（5カ月）

### 2 事業所数のカウントについて

紹介率最高法人の割合が80%を超えたことの正当な理由のうち、番号1及び6における事業所数等のカウントについては、以下のとおり行ってください。

- ・通所介護 …
  - ・地域密着型通所介護 …
- 共に**平成28年4月1日時点の事業所数**

※事業所数のカウントについては、下記に掲載している通所介護事業所一覧表、地域密着型通所介護一覧表が活用できます。

岐阜市ホームページ

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算（平成27年9月以降のサービス提供分）

特定事業所集中減算にかかる正当な理由の範囲について

<正当な理由（平成27年9月以降）>

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合

【H28前期のみ】通所介護事業所一覧表（平成28年4月1日現在）

【H28前期のみ】地域密着型通所介護事業所一覧表（平成28年4月1日現在）

※正当な理由について

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（※）に訪問介護サービス等が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- 6 サービス種類ごとにみた場合に、対象となるサービス事業所が、利用者の居住地のある（旧）市町村単位で2法人以下であり、当該法人を位置づけている居宅サービス計画を除くと80%以下になる場合

## Bの方法により判定する場合の取扱い

- ・通所介護、地域密着型通所介護の件数を合計して判定する場合は、両サービスを位置づけた計画件数の合計で割合を判定してください。
- ・紹介率最高法人の割合が80%を超え、県へ届出を提出する際は、判定結果を通所介護の欄にまとめて記入していただき、<通所介護>の欄にある「地域密着型通所介護の件数を『含む』」の方に○を付けてください。

### <通所介護>

※地域密着型通所介護の件数を **含む** 含まない

判定に係る事項	判定期間における総計
通所介護が位置付けられた居宅サービス計画数・・・①	件
通所介護の紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数・・・②	件
紹介率最高法人の名称	
紹介率最高法人の住所	
計画に位置づけられた紹介率最高法人が行う事業所名（複数）	
紹介率最高法人の代表者名	
紹介率最高法人の割合 ②/①（％） （自動計算/小数点第2以下切り捨て）	#DIV/0!

- ・Bの方法で判定を行う場合の判定期間及び事業所数のカウント方法については、下記のとおり取扱うこととします。

### 1 判定期間について

通所介護＋地域密着型通所介護 平成28年3月1日～8月31日（6カ月）

### 2 事業所数のカウントについて

通所介護＋地域密着型通所介護 平成28年3月1日時点の通所介護の事業所数  
※事業所数のカウントについては、下記に掲載している3月1日時点の事業所の一覧表が活用できます。

岐阜市ホームページ

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算（平成27年9月以降のサービス提供分）

判定対象のサービス

- ・通所介護

## **その他の判定対象サービスについて**

通所介護、地域密着型通所介護以外のサービス（訪問介護、訪問入浴介護等）については、通常通りの判定方法にて判定を行ってください。

### ※ 事業所数のカウントについて

正当な理由の番号1及び番号6における**各サービス事業所数については、それぞれの判定期間の初日時点を基準日とする**こととします。

事業所数をカウントする際の参考となるよう、下記に事業所の一覧表（平成28年3月31日現在分）を掲載しますので、ご活用ください。

岐阜市ホームページ

居宅介護支援事業における特定事業所集中減算（平成27年9月以降のサービス提供分）

判定対象のサービス